

# 藤沢市で占用許可手続きを申請される皆様へ

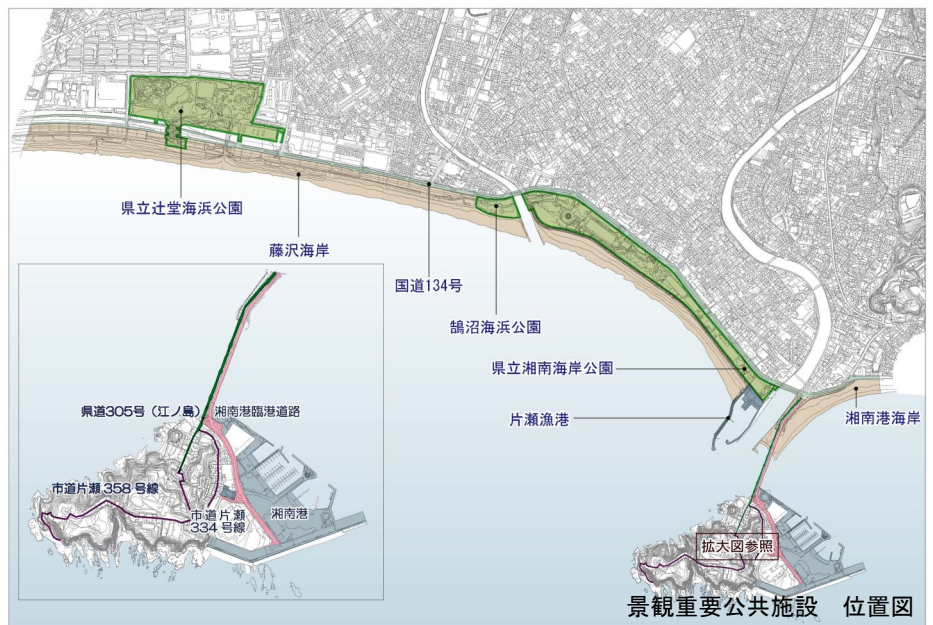
## 湘南海岸周辺及び江の島の公共施設における占用許可等について

藤沢市では、湘南海岸周辺の良好な景観形成を近隣市町と連携しながら、将来にわたって維持保全していくため、下記の公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、平成25年4月1日から運用を開始しました。

対象となる公共施設において占用許可等を受ける場合は、従来の占用許可基準と合わせて、景観重要公共施設の基準に適合することが必要となります。占用許可申請を行う際は、事前に藤沢市景観担当課の事前確認を受けていただきますようお願いいたします。

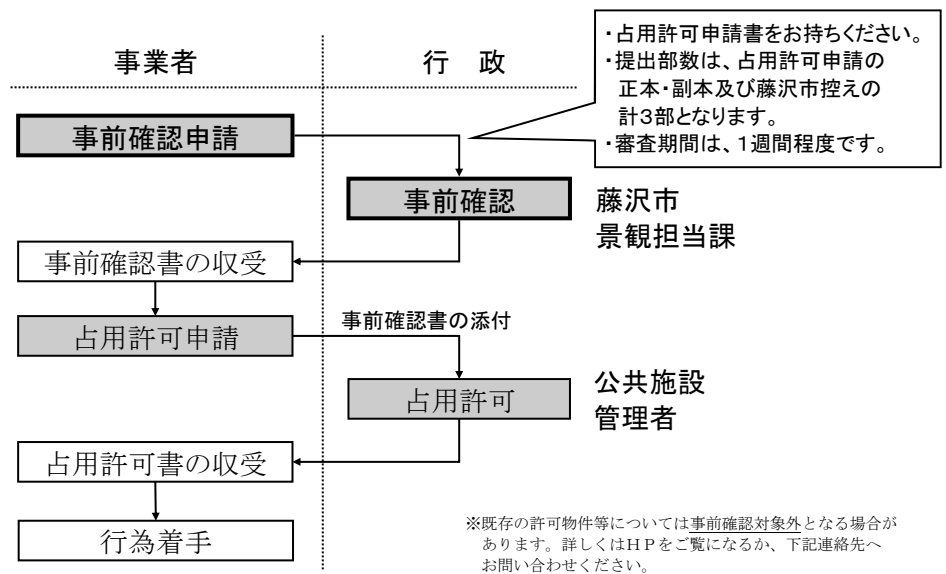


対象施設
国道134号
湘南海岸公園
県立湘南海岸公園
鶴沼海浜公園
県立辻堂海浜公園
藤沢海岸
藤沢海岸
湘南港海岸
国道134号自転車歩行者専用道路
片瀬漁港
湘南港
湘南港臨港道路
県道305号(江ノ島)
市道片瀬334号線
市道片瀬358号線



対象となる法令一覧
道路法
第32条第1項、第3項
都市公園法
第5条第1項
第6条第1項、第3項
海岸法
第7条第1項
第8条第1項
第37条の4
第37条の5
漁港漁場整備法
第39条第1項
港湾法
第37条第1項

### 占用許可申請等 手続きフロー



<問い合わせ先> 藤沢市 計画建築部 街なみ景観課  
 住所 藤沢市朝日町1-1 (分庁舎3階)  
 Tel & Fax 0466-50-3508 (直通)、0466-50-8223 (Fax)  
 ホームページ <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keikan/index.shtml>

## 占用許可等に関する景観重要公共施設の基準

公共施設名 及び 根拠法令	景観重要公共施設の基準（占用許可準等）
<b>国道134号</b> （道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号柱、標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色相は10YR8.5/0.5程度とする。</li> <li>・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR 6/1程度とする。</li> <li>・その他の工作物の色彩は色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
<b>湘南海岸公園</b> （都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物は、色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> <li>・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>
<b>藤沢海岸</b> （海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5、港湾法第37条第1項、道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物は、色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用しない。</li> <li>・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>
<b>片瀬漁港</b> （漁港漁場整備法第39条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物は、色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> <li>・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>
<b>湘南港</b> （港湾法第37条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な工作物は、湘南港臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。</li> <li>・工作物は、色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>
<b>湘南港臨港道路</b> （港湾法第37条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色相は10YR2/1程度とする。なお、江の島大橋以北については10YR8.5/0.5程度とする。</li> <li>・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR2/1程度とする。なお、江の島大橋以北については10YR 6/1程度とする。</li> <li>・その他の工作物の色彩は色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
<b>県道305号（江ノ島）</b> （道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色相は10YR2/1程度とする。</li> <li>・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR2/1程度とする。</li> <li>・橋梁に添架する施設は、修景に努める。</li> <li>・その他の工作物の色彩は色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> </ul>

※市道片瀬334号線、358号線の基準はありません。